

二つ橋スカイツリーレター No.47

横浜市立二つ橋高等特別支援学校 連携支援部だより

令和元年10月18日発行



急に涼しくなり、一気に秋が深まってきました。季節の変わり目で、体調を崩しやすい時期です。食事や睡眠をしっかりとることを心がけましょう。

さて、この『二つ橋スカイツリーレター』は、連携支援部が発行しているおたよりです。ここでは地域支援や福祉関係のさまざまな情報を生徒、保護者のみなさまにお伝えしています。今回は過日9月25日（水）に行われましたPTA家庭教育学級の講演会「障害年金のお話」について、おさらいしてみたいと思います。

さて、皆さんはこの障害年金の手続きについてどの程度理解していますでしょうか？聞けば聞くほど何だかわからなくなってきました。一度聞いただけではなかなか理解できないかもしれません。ぜひ20歳を迎えるまでにしっかりと準備しておくことをお勧めします。

○障害年金について

Q：障害年金っていくらもらえますか？

A：おそらく本校在籍の生徒さんの多くは「障害基礎年金2級」になるかと思えます。金額は年間780,100円です。

Q：年金はいつからもらえますか？

A：年金証書が届いてから（20歳の誕生日以降）1～2か月後、本人の口座に振り込まれます。

Q：本校の生徒（療育手帳を取得している）はみんな年金をもらえますか？

A：残念ながらももらえない場合もあります。

Q：一度申請が通ったら一生もらえますか？

A：基本的に1～5年ごとに診断書を提出して審査を受けます。状態が改善している場合は不支給となります。逆に状態が安定している場合は診断書が必要なくなります。

Q：一般就労すると年金の審査が不利になると聞いたのですが本当ですか？

A：一般就労していることのみをもって不利になることはありません。

Q：初診日（初めて診断を受けた日）がわからないのですがどうしたらいいですか？

A：先天性の知的障害の場合は誕生日となりますので大丈夫です。

Q：受診状況等証明書（初診の病院で書いてもらう初診日を証明する書類）は必ず必要ですか？

A：先天性の知的障害であれば必要ありません。後天性の場合のみ必要となります。

Q：IQが75以上あるのですがこの場合も先天性知的障害として受診状況等証明書は必要ありませんか？

A：これは微妙なケースです。ドクターが診断書に「知的障害」と書いてくれない場合があります。その場合、発達障害を診断された医療機関へ行き受診状況等証明書を書いて

もらう必要があります。ただし、その医療機関に定期的に受診しており、その病院で診断書が書かれるのであれば必要ありません（診断書で判断できますので）。問題なのはずっと長いこと通院されていない場合です。その場合は初診を受けた病院に本人のカルテが残っていないことが多いからです。もしカルテが無い場合は新たに診断をしながら診断書を書いてもらう必要があります。さてここで重要なのは、その日が20歳の誕生日の1年6か月以上前であることです。そうでないと20歳の誕生日から年金を受け取ることができません。これは障害認定日（障害の状態を認める日）が初診日から1年6か月過ぎた日と定められているためです。もし病院に長いこと通院されていない場合や主治医がいない場合はできるだけ早め（20歳の誕生日の1年6か月以上前）に受診しておくことをお勧めします。

○障害年金がもらえる場合、もらえない場合について

障害年金の支給の決定で大事なことです。それは・・・

支給決定の判定はほぼ主治医の書く診断書で決まるといえることです。

例えば障害の程度について皆さんのお子さんほどの程度に当てはまるでしょうか？

- (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる
- (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
- (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
- (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
- (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。

もし(1) (2)と判断された場合、年金は不支給になる可能性は大きいです。

(3)の場合は、「日常生活能力」の判定により決まります。7項目を4段階に分けて、その平均点で判定されます。点数が高い場合は不支給となります。本校の生徒の場合、人によっては不支給となる可能性は大きいです。(4)の場合は概ね支給の対象になりそうです。本校の生徒の場合(3)のケースが多いのかもしれませんが。

概ねこの診断書に書かれた内容で判定されますので、主治医がどう見るかがカギです。

判断基準が微妙な言い回しですので非常に心配です。ですので、病院には定期的に通院し、お子さんの状態をしっかりとドクターに伝え、いい関係を作っておきましょう。

あくまでも主治医の診断は医学的な立場での診断です。保護者の思っているものとは違う可能性もあります。

○障害年金の申請で大切なこと

- ①主治医がいること
- ②その主治医と定期的に情報の共有ができていること
- ③20歳の誕生日の3か月前には年金事務所か区役所へ相談すること
- ④認定日（20歳の誕生日の前日以降）の前には病院に受診し、診断書を書いてもらうこと。診断書の現症日（診断書に書かれた状態を示す日）は認定日の前後3か月以内が有効
- ⑤病歴・就労状況等申立書を早めに作成しておくこと（いつでも書けるように下書きを）